

議案第12号

富津市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

富津市個人情報保護条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成29年2月24日提出

富津市長 高橋恭市

提案理由

独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成26年法律第66号）が施行されたことに伴う行政執行法人の規定の整備をするとともに、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第65号）が施行されることに伴う関連条文の整備等をするため、条例の一部を改正するものである。

富津市個人情報保護条例の一部を改正する条例

富津市個人情報保護条例（平成16年富津市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第17条第3号ウ中「第2条第2項」を「第2条第4項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

第22条第1項中「から」を「の翌日から起算して」に改める。

第23条中「から」を「の翌日から起算して」に、「すべて」を「全て」に改める。

第33条第1項中「から」を「の翌日から起算して」に改める。

第36条第1項第1号中「第28条」を「第29条」に改める。

第40条第1項中「から」を「の翌日から起算して」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第36条第1項第1号の改正規定は、平成29年5月30日から施行する。